

ABケイマン・トラストー

# エマージング・ボンド・ファンド(外貨建)

円建 - 円ヘッジクラス

ケイマン籍オープンエンド契約型  
公募外国投資信託／追加型

## 運用報告書

[ 第 2 期 ] 自2013年10月 1 日  
至2014年 9 月30日



管理会社 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

代行協会員 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店

## 目 次

1	ファンドの投資に関する報告 .....	1
2	ファンドの運用状況 .....	3
3	ファンドの経理状況 .....	10

(注1) 円建-円ヘッジクラスは円建てとします(この意味における円を、以下「表示通貨」といいます。)

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入しております。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本文中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合には四捨五入しております。したがって、本文中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注3) 本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ということもあります。)とは10月1日に始まり翌年9月30日に終了する一年を指します。ただし、第1会計年度は、平成25年1月17日(円建-円ヘッジクラスの運用開始日)から平成25年9月30日までの期間を指します。

## 1. ファンドの投資に関する報告

### 受益者各位

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ABケイマン・トラスト・エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）（以下、「ファンド」といいます。）の2013年10月1日から2014年9月30日までの年次報告期間の運用の経過についてご報告申し上げます。

### 投資環境

エマージング債券市場は、期初から2014年2月初めにかけては、概ね横ばいに推移しました。その後は、トルコやロシア・ウクライナなど複数の地域での政情の悪化が懸念されたものの、その影響がエマージング債券市場全体に波及することはなかった一方、同債券市場を投資対象とする米国の個人向け投資信託の資金が流入に転じたことなどから上昇基調で推移しました。

国別では、アルゼンチンやベリーズなどが堅調に推移した一方、ベネズエラやロシアなどが軟調に推移しました。

### 運用経過

ファンドは、「ABケイマン・マスター・トラスト・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ（以下、「投資対象ファンド」といいます。）にファンドの資産の大部分を投資しております。

以下は、投資対象ファンドの運用経過です。

保有銘柄は概ね堅調に推移しました。なかでも、インドネシアの国債や政府機関債、メキシコの社債や政府機関債、ハンガリーの国債などの保有は、純資産価格にとってプラス要因となりました。一方、ベネズエラの政府機関債、ロシアの国債などの保有はマイナス要因となりました。

投資行動では、レバノンの国債などを新規で買い付けたほか、ドミニカの国債などを買い増しました。一方、フィリピンの国債、コートジボワールの国債などを一部売却しました。なお、ウクライナについては、期初は、経常赤字が大きいなどファンダメンタルズが弱いことなどから低めの組入比率としていましたが、政情不安の高まりが懸念されたことから2月末までに全額売却をしました。その後は、国際通貨基金（IMF）がウクライナ支援について合意に達するなど状況の好転を受けて同国の国債および政府機関債を買い付けました。ロシアについてもやや慎重な見方を維持していましたが、3月以降は政府機関債や社債を中心に一部売却を行い、組入比率を引き下げました。

### 今後の運用方針

ファンドは、投資対象ファンドに対する投資を通じて米ドル建の新興国の国債、政府保証債、政府機関債および社債等の債券を実質的な主要投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンの最大化を追求いたします。

以下は、投資対象ファンドの今後の運用方針です。

世界経済は、地域により回復ペースはまちまちであるものの、米国の堅調な回復を軸に緩や

かな成長が持続すると見えています。エマージング諸国全体の経済成長率については、足元では上昇傾向にあります。また、米国個人向け投資信託からの資金流出は、今年の4月以降、資金流入に転じており、そのトレンドが続いていることも、米ドル建てエマージング債券市場を下支えする要因となっています。局所的な地政学的リスクの高まりには注意を要しますが、エマージング諸国のファンダメンタルズは、引き続き全般的に良好で、中長期的に見て割安な状態にあると考えています。

運用にあたっては、ファンダメンタルズの脆弱な国を選別的に低めの組入れとする一方、ファンダメンタルズの強固な国を選別的に高めの組入れとすることを基本とし、状況の変化を注意深く観察しながら対応する方針です。国別では、コートジボワールを引き続き高めの組入れとしているほか、潜在成長率の高さや慎重な財政政策からトルコについては社債や準ソブリン債を中心に魅力的であると考えています。また、インドネシアについては、市場が同国の貿易赤字を過度に織り込んでいると見ており、割安な価格水準にあると考えています。一方、インフレ高進や財政状況の悪化が懸念されるブラジルのほか、フィリピンについては、国債を中心に低めの組入れとしています。ウクライナおよびロシアについては、引き続き慎重な見方をしています。エマージング社債については、先進国に比べてより堅固な企業ファンダメンタルズと、魅力的なバリュエーションを有していることから投資妙味があると考え、これらに選別的に投資を行う方針です。

ファンドに投資していただいている皆様に感謝いたします。

ファンドの管理会社：

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

## 2 ファンドの運用状況

### (1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2015年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%) (注)
投資信託	ケイマン諸島	122,877,009	99.97
小計		122,877,009	99.97
現金・その他の資産 (負債控除後)		30,853	0.03
合計 (純資産価額)		122,907,862 (約14,534百万円)	100.00

(注1) 投資比率は、当ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 「(1) 投資状況」および「(2) 投資資産」に記載される情報は、当ファンド全体の資産の状況の数字です。

(注3) 米ドルの円貨換算は、平成27年1月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=118.25円によります。別段の記載がない限り、以下同じです。

## (2) 投資資産

### ① 投資有価証券の主要銘柄

(2015年1月末日現在)

順位	銘柄名	国名	種類 (業種)	口数	取得原価(米ドル)(注1)		時価(米ドル)(注1)		投資 比率 (%) (注2)
					単価	金額	単価	金額	
1	AB Cayman Master Trust -Emerging Markets Bond Portfolio	ケイマン諸島	投資信託	12,173,664	12.66	154,081,395	10.09	122,877,009	99.97

(注1) 取得原価(米ドル)および時価(米ドル)は、ファンドが保有する投資対象ファンドの受益証券の取得原価および時価をそれぞれ意味します。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産価額に対する当該投資対象ファンドの資産の時価の比率です。

※以下は、当ファンドの投資対象ファンドの投資有価証券の主要銘柄です。

(2015年1月末日現在)

順位	銘柄名	国名	種類	利率 (%)	償還日	額面価額 (米ドル)	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%) (注)
1	Hungary Government International Bond	ハンガリー	国債	7.625	2041/03/29	2,016,000.00	1,968,132.27	2,983,680.00	1.87
2	Peruvian Government International Bond	ペルー	国債	8.750	2033/11/21	1,446,000.00	1,915,747.60	2,295,525.00	1.44
3	Indonesia Government International Bond	インドネシア	国債	7.750	2038/01/17	1,620,000.00	1,984,269.61	2,231,550.00	1.40
4	Croatia Government International Bond	クロアチア	国債	6.375	2021/03/24	1,950,000.00	2,033,825.72	2,142,796.50	1.35
5	Colombia Government International Bond	コロンビア	国債	7.375	2037/09/18	1,584,000.00	1,864,007.64	2,138,400.00	1.34
6	Sri Lanka Government International Bond	スリランカ	国債	6.250	2020/10/04	1,992,000.00	1,992,981.77	2,104,050.00	1.32
7	Dominican Republic International Bond	ドミニカ共和国	国債	7.450	2044/04/30	1,854,000.00	1,890,644.24	2,025,495.00	1.27
8	Lebanon Government International Bond	レバノン	国債	6.000	2023/01/27	1,961,000.00	1,979,675.42	1,971,197.20	1.24
9	Argentina Bonar Bonds	アルゼンチン	国債	8.750	2024/05/07	1,988,000.00	1,807,950.22	1,940,992.15	1.22
10	Corp. Nacional del Cobre de Chile	チリ	政府機 関債	3.000	2022/07/17	2,000,000.00	1,875,066.06	1,932,382.00	1.21
11	Uruguay Government International Bond	ウルグアイ	国債	5.100	2050/06/18	1,762,000.00	1,756,046.54	1,916,175.00	1.20
12	Indonesia Government International Bond	インドネシア	国債	4.625	2043/04/15	1,909,000.00	1,753,776.21	1,875,592.50	1.18
13	Panama Government International Bond	パナマ	国債	9.375	2029/04/01	1,188,000.00	1,606,230.58	1,862,190.00	1.17
14	Petronas Capital Ltd.	マレーシア	政府機 関債	5.250	2019/08/12	1,647,000.00	1,702,802.42	1,838,674.57	1.15
15	IMDB Global Investments Ltd.	マレーシア	政府機 関債	4.400	2023/03/09	2,000,000.00	1,939,307.85	1,806,800.00	1.13
16	Ivory Coast Government International Bond	コートジボ ワール	国債	5.750	2032/12/31	1,888,000.00	1,038,762.72	1,775,097.60	1.12
17	Hungary Government International Bond	ハンガリー	国債	6.375	2021/03/29	1,508,000.00	1,482,129.04	1,771,115.84	1.11

順位	銘柄名	国名	種類	利率 (%)	償還日	額面価額 (米ドル)	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%) (注)
18	Turkey Government International Bond	トルコ	国債	6.250	2022/09/26	1,420,000.00	1,507,172.07	1,650,423.40	1.04
19	Mexico Government International Bond	メキシコ	国債	4.750	2044/03/08	1,514,000.00	1,543,736.79	1,638,905.00	1.03
20	Bangko Sentral ng Pilipinas Series A	フィリピン	国債	8.600	2027/06/15	1,101,000.00	1,455,742.70	1,607,460.00	1.01
21	Indonesia Treasury Bond Series FR69	インドネシア	国債	7.875	2019/04/15	19,626,000.00	1,664,782.55	1,607,418.59	1.01
22	Brazil Minas SPE via State of Minas Gerais	ブラジル	国債	5.333	2028/02/15	1,599,000.00	1,592,492.31	1,585,894.28	1.00
23	Indonesia Government International Bond	インドネシア	国債	6.875	2018/01/17	1,353,000.00	1,441,657.20	1,530,581.25	0.96
24	Turkey Government International Bond	トルコ	国債	8.000	2034/02/14	1,059,000.00	1,269,945.60	1,513,046.25	0.95
25	Uruguay Government International Bond	ウルグアイ	国債	4.500	2024/08/14	1,364,232.00	1,362,196.99	1,493,151.92	0.94
26	Panama Government International Bond	パナマ	国債	8.875	2027/09/30	939,000.00	1,210,628.04	1,399,110.00	0.88
27	Petroleos Mexicanos	メキシコ	政府機関債	5.500	2044/06/27	1,307,000.00	1,331,797.25	1,313,535.00	0.83
28	Qatar Government International Bond	カタール	国債	6.400	2040/01/20	960,000.00	1,104,701.38	1,305,600.00	0.82
29	Mexico Government International Bond	メキシコ	国債	5.750	2110/10/12	1,126,000.00	1,138,274.43	1,272,380.00	0.80
30	Republic of Serbia	セルビア	国債	7.250	2021/09/28	1,067,000.00	1,133,330.82	1,221,224.18	0.77

(注) 投資比率は、投資対象ファンドの純資産価額に対する当該銘柄の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。(2015年1月末日現在)

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2015年1月末日現在)

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

下記会計年度末および2013年10月から2015年1月末日までの各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2013年9月30日)	5,102,164,490	8,986
第2会計年度末 (2014年9月30日)	5,049,562,153	9,230
2013年10月末日	5,168,628,907	9,181
11月末日	5,043,981,769	8,985
12月末日	5,011,413,701	8,971
2014年1月末日	4,941,123,658	8,850
2月末日	5,050,205,851	9,074
3月末日	5,073,468,986	9,143
4月末日	5,118,863,037	9,227
5月末日	5,222,899,044	9,459
6月末日	5,227,248,583	9,467
7月末日	5,189,693,853	9,436
8月末日	5,208,406,449	9,486
9月末日	5,049,562,153	9,230
10月末日	5,088,811,172	9,319
11月末日	5,056,273,793	9,259
12月末日	4,515,603,968	9,003
2015年1月末日	3,720,379,196	9,057



## ② 分配の推移

下記会計年度および2015年1月末日前1年間における各月の分配の推移は、以下のとおりです。

	1口当たり分配金
	円
第1会計年度 (2013年1月17日～2013年9月30日)	200
第2会計年度 (2013年10月1日～2014年9月30日)	300
2014年2月	25
3月	25
4月	25
5月	25
6月	25
7月	25
8月	25
9月	25
10月	25
11月	25
12月	25
2015年1月	25

## 分配方針

分配方針の概要は以下のとおりです。

**原則、毎月15日を分配基準日(15日がファンド営業日ではない場合は翌ファンド営業日)とし、安定した分配を継続して行うことを目指します。**

※「安定した分配を継続して行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや1口当たり純資産価格が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、1口当たり純資産価格の水準、運用の状況等によっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ◆分配対象額の範囲は、円建-円ヘッジクラスに帰属する純収益としますが、元本から分配金が支払われる場合もあります。
- ◆分配に充てなかった収益については、受益証券の純資産価額に反映されることとなります。
- ◆分配は、販売取扱会社を通じて投資者に対して、分配基準日(同日を含みます。)から起算して原則として7国内営業日目以降に支払われます。

管理会社は、その裁量により、毎月分配を宣言することができます。当ファンドが分配可能額を有する範囲において、管理会社は、毎月15日(15日がファンド営業日ではない場合には、その翌ファンド営業日とし、以下「**分配基準日**」といいます。)に、受益者に対して分配を宣言します。ただし、管理会社は、その独自の判断により、分配を行わないことがあります。分配宣言が行われた場合には、分配は、分配の宣言がなされた分配基準日(同日を含みます。)から起算して登録された受益者に対して4ファンド営業日以内(日本における投資者に対しては、分配基準日から原則

として7国内営業日目以降) またはその後可及的速やかに支払われます。

管理会社は、当ファンドの円建-円ヘッジクラスに帰属する純収益について、すべてまたは実質的にほぼすべての額を、毎月、分配することを宣言し、支払いをすることを予定しています。当ファンドに分配可能な金銭が存在する限り、管理会社は毎月分配を宣言する予定です。ただし、管理会社は、その絶対裁量により、分配しないことを選択することがあります。

また、管理会社は、分配が行われる場合において、かかる分配に関連する受益証券のクラスに帰属する実現利益および未実現利益を分配の原資とするか否か、原資とする場合にはその範囲、ならびに/またはかかる分配に関連する受益証券のクラスに帰属する元本を分配の原資とするか否か、原資とする場合にはその範囲について、それぞれ決定することができます。これらの受益証券に帰属する純収益および純実現利益が分配額を超過する場合には、かかる超過リターンは、受益証券の各純資産価額に反映されることとなります。管理会社は、管理会社の単独での裁量により、上記の分配原資による分配が可能である限り、毎月安定した分配を継続して行うことを追求する方針です。

### ③ 収益率の推移

会計年度	収益率 (注)
第1会計年度 (2013年1月17日～2013年9月30日)	-8.14%
第2会計年度 (2013年10月1日～2014年9月30日)	6.05%

(注) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格 (当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格 (分配落ちの額)

(ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格 (10,000円))

### (4) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2013年1月17日～ 2013年9月30日)	609,420 (609,420)	41,650 (41,650)	567,770 (567,770)
第2会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	650 (650)	21,368 (21,368)	547,052 (547,052)

(注1) ( ) 内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。

(5) 純資産額計算書

(2014年9月末日現在)

	米ドル (Ⅳ、Ⅴを除く)	円 (Ⅳを除く)
I 資産総額	167,405,160	19,795,660,170
II 負債総額	7,524,219	889,738,897
III 純資産価額 (I - II)	159,880,941	18,905,921,273
IV 発行済口数		547,052口
V 1口当たり純資産価格 (III / IV)		9,230

(注) 上記「I 資産総額」、「II 負債総額」および「III 純資産価額 (I - II)」に記載される数字は、当ファンド全体の数字です。

### 3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、米国における法令および米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドル、豪ドルおよび日本円で表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。米ドルおよび豪ドルの日本円への換算には、平成27年1月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=118.25円および1豪ドル=92.06円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。したがって、合計数値が一致しない場合があります。

(訳文)

## 独立監査人の監査報告書

エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）の受託会社としての立場に限定したインタートラスト・  
ファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッド御中

私どもは、添付のエマージング・ボンド・ファンド（外貨建）（ABケイマン・トラストのシリーズ  
トラスト）（以下「ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2014年9月30日現在の資産負債計算  
書ならびに同日に終了した会計年度における損益計算書および純資産変動計算書の監査を行った。

### 財務書類に関するマネジメントの責任

マネジメントは、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成し適  
正に表示することについて責任を負っている。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない  
財務書類を作成し適正に表示することに関連した内部統制の整備、運用および維持が含まれる。

### 監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいて財務書類について意見を表明することである。私どもは、  
米国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に  
重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施する  
ことを要求している。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。  
不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断によ  
る。これらのリスク評価を行うにあたり、私どもは、ファンドによる財務書類の作成および適正な表示  
に関する内部統制を検討するが、これは状況に応じた適切な監査手続を立案するためであって、ファン  
ドの内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。したがって、私どもは当該事項  
についての意見表明はしない。監査は、マネジメントが採用した会計方針の適切性およびマネジメント  
によって行われた重要な会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を  
検討することを含んでいる。私どもは、私どもの監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を  
入手したと確信している。

### 意見

私どもは、上記の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、エ  
マージング・ボンド・ファンド（外貨建）の2014年9月30日現在の財政状態ならびに同日に終了した会  
計年度における運用成績および純資産の変動をすべての重要な点において適正に表示しているものと認  
める。

プライスウォーターハウスクーパース  
ケイマン諸島  
2014年12月19日

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解また  
は意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。



### **Independent Auditor's Report**

To Intertrust Fund Services (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency)

We have audited the accompanying financial statements of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency) (a series-trust of AB Cayman Trust) (the "Sub-Fund"), which comprise the statement of assets and liabilities as of September 30, 2014, and the related statements of operations and of changes in net assets for the year then ended.

#### *Management's Responsibility for the Financial Statements*

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

#### *Auditor's Responsibility*

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Sub-Fund's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Fund's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

#### *Opinion*

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency) at September 30, 2014, and the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

December 19, 2014

---

PricewaterhouseCoopers, PO Box 258, Strathvale House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands  
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky

## (1) 貸借対照表

## ABケイマン・トラスト・エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）

## 資産負債計算書

2014年9月30日現在

	米ドル	千円
<b>資産</b>		
ABケイマン・マスター・トラスト・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ（以下「投資対象ファンド」という。）への投資（取得原価：153,323,245米ドル（18,130,474千円））	163,340,928	19,315,065
投資有価証券売却未収金	3,841,438	454,250
受益証券販売未収金	101,648	12,020
先渡外国為替契約に係る未実現評価益	59,668	7,056
その他の資産	61,478	7,270
資産合計	167,405,160	19,795,660
<b>負債</b>		
ヘッジクラス受益証券の先渡外国為替契約に係る決済未収金	3,632,891	429,589
先渡外国為替契約に係る未実現評価損	3,098,255	366,369
投資有価証券購入未払金	27,608	3,265
受益証券買戻未払金	283,239	33,493
未払販売報酬	229,936	27,190
未払販売管理代行報酬	36,208	4,282
未払投資運用報酬	25,832	3,055
保管会社に対する債務（取得原価52米ドル（6千円）の外貨建当座借越52米ドル（6千円）を含む）	13,005	1,538
未払代行協会員報酬	6,798	804
未払管理会社報酬	1,360	161
未払費用およびその他の負債	169,087	19,995
負債合計	7,524,219	889,739
純資産	159,880,941	18,905,921

クラス	純資産		受益証券残高	純資産価額	
	(米ドル)	(千円)	(口)	(米ドル)	(円)
豪ドル建－豪ドル	10,139,535	1,199,000	1,169,740	8.67	1,025
豪ドル建－ブラジル レアル	8,898,139	1,052,205	1,374,920	6.47	765
円建－円ヘッジ	46,041,034	5,444,352	547,052	84.16	9,952
米ドル建－ブラジル レアル	74,015,971	8,752,389	11,452,610	6.46	764
米ドル建－米ドル	20,786,262	2,457,975	1,993,930	10.42	1,232

クラス	表示通貨の純資産価額		
	(表示通貨)	(円)	
豪ドル建－豪ドル	豪ドル	9.90	911
豪ドル建－ブラジル レアル	豪ドル	7.39	680
円建－円ヘッジ	日本円	9,230	9,230
米ドル建－ブラジル レアル	米ドル	6.46	764
米ドル建－米ドル	米ドル	10.42	1,232

財務書類に対する注記を参照。



## (2) 損益計算書

### ABケイマン・トラスト・エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）

#### 損益計算書

2014年9月30日に終了した年度

	米ドル	千円
<b>投資収益</b>		
投資対象ファンドからの配当金収入の分配	10,203,551	1,206,570
	10,203,551	1,206,570
<b>費用</b>		
投資運用報酬	392,566	46,421
管理会社報酬	20,661	2,443
販売報酬	1,011,419	119,600
販売管理代行報酬	474,832	56,149
代行協会員報酬	103,307	12,216
専門家報酬	68,027	8,044
名義書換事務代行報酬	40,391	4,776
管理事務代行報酬	27,490	3,251
印刷費用	18,688	2,210
受託会社報酬	10,000	1,183
その他の報酬	88,031	10,410
費用合計	2,255,412	266,702
投資純利益	7,948,139	939,867
<b>投資ならびに為替取引に係る実現および未実現利益（損失）</b>		
実現純利益（損失）：		
投資対象ファンドへの投資	2,814,506	332,815
為替取引	(2,893,894)	(342,203)
未実現評価損益の純変動：		
投資対象ファンドへの投資	4,081,948	482,690
外貨建資産および負債	(3,551,506)	(419,966)
投資対象ファンドへの投資および為替取引に係る純利益	451,054	53,337
<b>運用による純資産の純増加</b>	<b>8,399,193</b>	<b>993,205</b>

財務書類に対する注記を参照。

ABケイマン・トラスト・エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）

純資産変動計算書

2014年9月30日に終了した年度

	米ドル	千円
<b>運用による純資産の増加（減少）</b>		
投資純利益	7,948,139	939,867
投資対象ファンドへの投資および為替取引に係る実現純損失	(79,388)	(9,388)
投資対象ファンドへの投資ならびに外貨建資産および負債の未実現評価損益の純変動	530,442	62,725
運用による純資産の純増加	8,399,193	993,205
<b>受益者への分配金</b>		
豪ドル建－豪ドルクラス	(1,068,851)	(126,392)
豪ドル建－ブラジルリアルクラス	(1,191,475)	(140,892)
円建－円ヘッジクラス	(1,631,655)	(192,943)
米ドル建－ブラジルリアルクラス	(11,063,383)	(1,308,245)
米ドル建－米ドルクラス	(1,321,032)	(156,212)
受益者への分配金合計	(16,276,396)	(1,924,684)
<b>受益証券取引</b>		
発行	6,953,374	822,236
買戻	(88,679,999)	(10,486,410)
受益証券取引合計	(81,726,625)	(9,664,173)
<b>減少合計</b>	(89,603,828)	(10,595,653)
<b>純資産</b>		
期首	249,484,769	29,501,574
期末	159,880,941	18,905,921

財務書類に対する注記を参照。

## ABケイマン・トラストーエマージング・ボンド・ファンド（外貨建）

### 財務書類に対する注記

2014年9月30日現在

#### 1. 組織

ABケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島の信託法（2013年改訂）に基づき、2010年11月1日に設立されたオープン・エンド型の免税アンブレラ・ユニット・トラスト（2013年5月10日付補遺信託証書による修正に基づく）であり、2011年1月31日に運用を開始した。トラストは、シリーズ・トラストとして、現在3つのポートフォリオである、エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）、グローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（外貨建）および日興ABグローバル金融機関ハイブリッド証券ファンドを運用している。当報告書は、エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）（以下「ファンド」という。）のみに関連している。ファンドの登録事務所は、インタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）気付となる、ケイマン諸島、KY1-9005、グランドケイマン、エルジン・アベニュー190に所在する。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂）に基づく投資信託として登録されており、ケイマン諸島金融庁の規制に従っている。

現在、ファンドは5クラスの受益証券の発行が可能である（注記3）。

- －豪ドル建－豪ドルクラス受益証券
- －豪ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券
- －米ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券
- －米ドル建－米ドルクラス受益証券
- －円建－円ヘッジクラス受益証券

募集されている受益証券の各通貨は、表示通貨（以下「表示通貨」という。）として認知されている。豪ドル建－豪ドルクラス受益証券および豪ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券の表示通貨は、豪ドルである。円建－円ヘッジクラス受益証券の表示通貨は、日本円である。米ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建－米ドルクラス受益証券の表示通貨は、米ドルである。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは管理会社／投資運用会社（以下「管理会社／投資運用会社」という。）として従事する。

ファンドは、実質的に資産のすべてを、投資運用会社の関連ファンドであるABケイマン・マスター・トラストーエマージング・マーケッツ・ボンド・ポートフォリオ（以下「投資対象ファンド」という。）に投資する。ファンドは、投資対象ファンドの米ドルクラス受益証券を通じて投資対象ファンドに投資する。ファンドの投資目的は（投資対象ファンドに対する投資を通じて）、主に米ドル建ての新興国市場において異なる通貨で発行される債券に投資することにより、値上がり益およびインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求することにある。ファンドが投資目的を達成することまたは投資リターンを得ることは保証されていない。

管理会社／投資運用会社が受託会社と協議の上、ファンドを事前に終了させることが受益者の利益のためと判断する場合を除き、ファンドは2018年1月31日に終了する。

## 2. 重要な会計方針の要約

### 作成基準

本財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国G A A P」という。）に準拠して作成され、米ドルで表示される。

### 投資の評価

ファンドは、米ドル建クラスの受益証券1口当たり純資産価格に基づいた公正価値で投資対象ファンドへの投資を計上する。2014年9月30日現在、ファンドは投資対象ファンドの米ドル建クラスの発行済受益権総数を保有していた。

### 先渡外国為替契約

先渡外国為替契約は、契約締結日における先渡外国為替レートと期末日におけるその先物レートとの差額で評価される。

### 現金および現金同等物

ファンドは、当初満期日まで90日未満のすべての流動性の高い投資を現金同等物としてみなしている。

### 外貨

外貨建投資有価証券ならびにその他の資産および負債は、評価日現在の米ドルの金額に換算される。外貨建投資有価証券の売買ならびに収益および費用は、各取引日の米ドルの金額に換算される。

ファンドは、投資に係る外国為替レートの変動による運用結果の部分を、保有証券の市場価格の変動による変動と区分していない。かかる変動は、損益計算書の投資に係る実現純利益（損失）および未実現評価損益の純変動に含まれる。

外貨に係る実現純損益の計上額は、外貨の売り、証券取引にかかる取引日と決済日との間の実現為替差損益およびファンドの帳簿に計上された配当金および利息の金額と実際に受領されたまたは支払われた米ドル同等額との差額である。外貨に係る未実現純損益の計上額は、為替レートの変動による投資有価証券および期末日の空売り証券の公正価値の変動以外の資産および負債の公正価値の変動から生じる。

### 収益認識

証券取引は取引日基準で計上される。受取および支払配当金は配当落日に認識され、受取および支払利息は発生主義で認識される。投資取引に係る実現損益は先入先出法で決定される。損益計算書に反映される収益および費用には、投資対象ファンドが稼得した収益または発生した費用の金額は含まれていない。投資対象ファンドによる未分配部分の金額は、ファンドの投資対象ファンドへの投資の評価額に含まれている。

### 収益および費用の配分

ファンドは、計算期間の始めに適用されるクラスまたはシリーズの1口当たり純資産価格に基づき、各クラスおよびシリーズへ収益および費用（販売報酬および販売管理代行報酬は除く）を比例配分する。注記4に記載のとおり、販売報酬および販売管理代行報酬は計算され各シリーズに課される。注記5に記載のとおり、各クラスの指定通貨に対する特定のヘッジクラス受益証券を通じて認識された損益は、各クラスへと配分される。

### 所得税

米国G A A Pの所得税等の不確実性に関する会計処理の要件に従って、マネジメントは、該当する税務期間のファンドの税務ポジションを分析し、ファンドの財務書類において所得税引当金が不要であるとの結論に達した。

ファンドは、ケイマン諸島政府の現行税法に基づき、税金が課されていないが、投資対象ファンドは、投資している国々により課税の対象となる可能性がある。かかる税金は、通常、稼得した収益および／または本国に送金されたキャピタルゲインに基づいている。税金は、稼得した投資純利益、実現純利益および未実現純利益（損失）について課され、未払計上される。

### 見積りの使用

米国G A A Pに準拠した財務書類の作成では、マネジメントに、財務書類の日付における資産および負債の計上額ならびに偶発資産および負債の開示（該当があれば）、ならびに報告年度における収益および費用の計上額に影響を与える見積りおよび仮定を要求している。実際の結果はこれら見積りと異なる可能性があり、その差額は重大なものとなりうる。

### 補償および保証

ファンドは、通常の業務において、補償または保証を含む契約や合意書を締結している。ファンドに対するこれらの条項の実行をもたらす将来の事象が起こるかもしれない。これらの契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない将来の事象を含むため不明である。

### 3. 受益証券取引

#### 受益証券の説明

発行を認められる受益証券の口数に制限はなく、無額面となる。各受益証券は、ファンドの無分割受益権を表しており、その結果、ファンドの終了時に受益者に対して支払われる金額は、当該クラスのすべての受益証券残高で除された関連する受益証券クラスに帰属する純資産価額における受益者の持分と等しくなる。クラスのすべての受益証券は、発行の際、買戻しおよび分配に関して同等の権利を付与する。各受益証券は、1受益証券当たり1議決権を含み、その他の各受益証券と同等の権利および権限を有する。

ファンドは、特定の投資家のクラスの要求に応えるため、または市場慣行や一部の管轄における規制に従うために、異なる報酬体系や発行要件を持つ様々なクラスの受益証券を受益者の同意なしで、現在において募集または将来において募集することができる。

管理会社／投資運用会社はその裁量において随時、特定の国または地域に居住、または設立された投資家に対する受益証券発行を、一時的に中止、無期限に停止、または制限することができる。管理会社／投資運用会社は、受益者全体および各ファンドの保護に必要な場合には、特定の投資家による受益証券の取得を禁じることもできる。

#### 受益証券の当初発行

受益証券は、当初、豪ドル建－豪ドルクラス受益証券および豪ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券は1口当たり10豪ドル、米ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建－米ドルクラス受益証券は1口当たり10米ドル、ならびに円建－円ヘッジクラス受益証券は1口当たり10,000円で募集された。豪ドル建－豪ドルクラス受益証券、豪ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券、米ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建－米ドルクラス受益証券の最低当初投資額および最低追加投資額は、それぞれ100口および10口である。円建－円ヘッジクラス受益証券の最低当初投資額および最低追加投資額は、それぞれ1口である。

#### 受益証券の継続発行

受益証券は、各ファンド取引日において、それぞれの受益証券1口当たり純資産価格（適用される販売手数料が加算される）で表示通貨により購入することができる。ファンド取引日とは、各ファンド営業日（ニューヨークにおける各銀行営業日および日本における各銀行営業日、および／または管理会社／投資運用会社（または管理会社／投資運用会社により指定されたエンティティ）が決定するその他の日。以下「ファンド営業日」という。）をいう。

#### 受益証券の買戻し

受益者は、ファンドの管理事務代行会社に対して、ファックスまたは郵便により取消不能である買戻注文を送付することにより、各ファンド取引日に、受益証券の買戻しをすることができる。

円建－円ヘッジクラス受益証券に関しては、受益証券が発行された日から一定期間以内に買戻された受益証券の買戻代金に、条件付後払申込手数料（以下「CDSC」という。）が課されることがある。CDSCは、買戻される受益証券の現時点での純資産価額に基づき、円貨により計算される。分配金またはキャピタルゲイン分配の再投資により発行される受益証券にはCDSCは課されない。買戻代金にCDSCが適用されるか否かを決定するにあたり、CDSCは、投資家による円建－円ヘッジクラス受益証券の買戻請求につき、保有期間がより長い受益証券から買戻すものとみなされることを考慮して、最も低い料率で課されることとなるように計算される。CDSCは、ア

ライアンス・バーンスタイン・ホールディングス（ケイマン）リミテッド（以下「販売管理代行会社」という。）に支払われ、純資産変動計算書の「買戻」に含まれる。2014年9月30日に終了する年度において、円建－円ヘッジクラス受益証券は27,942米ドルのC D S C手数料を支払った。

管理会社／投資運用会社は、各ファンド取引日について、受益証券の買戻しが通常の下で買戻請求を行う受益者に対して同日に速やかに実行されるように、適切な流動性が各クラスに関して維持されることを確保するように努めている。ただし、管理会社／投資運用会社は、ファンドが各ファンド取引日において、同日におけるファンドの発行済受益証券の10%超の買戻請求を受領した場合には、受益証券の買戻しを制限することができる。かかる場合には、ファンドの受益証券を比例按分ベースで償還させることができる。管理会社／投資運用会社またはその代理人による当該権限の行使により実施されなかった買戻請求の一部は、当初請求の全部が充足されるまで、（管理会社／投資運用会社が同様の権限を有するのに関連して）翌ファンド取引日およびその後のすべてのファンド取引日に関して行われた請求として取り扱われる。さらに、特定の状況において、受託会社は、管理会社／投資運用会社と協議の上、受益者の受益証券を償還する権利を停止することができる。

### 分配金

管理会社／投資運用会社は、各月15日（以下「分配基準日」という。）に受益者に対して、毎月分配を宣言する予定である。管理会社／投資運用会社は、ファンドの(1) 受益証券の各クラスに帰属する投資純利益、および(2) 通貨の運用に帰属する特定の受益証券クラスのリターン部分について、すべてまたは実質的にすべての額を、毎月分配することを宣言し、支払いすることを予定している。

また管理会社／投資運用会社は、関連する受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益、および／または分配可能な元本から分配対象の範囲とするか否か、する場合にはその範囲について決定することができる。

2014年9月30日に終了した年度における受益証券取引は、以下のとおりである。

	受益証券 (口)	金額 (米ドル)
	2014年9月30日に 終了した年度	2014年9月30日に 終了した年度
<b>豪ドル建－豪ドルクラス</b>		
受益証券販売	297,240	2,734,051
受益証券買戻	(573,210)	(5,267,062)
<b>純減少</b>	<b>(275,970)</b>	<b>(2,533,011)</b>
<b>豪ドル建－ブラジルリアルクラス</b>		
受益証券販売	89,790	622,399
受益証券買戻	(852,120)	(5,819,524)
<b>純減少</b>	<b>(762,330)</b>	<b>(5,197,125)</b>
<b>円建－円ヘッジクラス</b>		
受益証券販売	650	57,954
受益証券買戻	(21,368)	(1,925,825)
<b>純減少</b>	<b>(20,718)</b>	<b>(1,867,871)</b>
<b>米ドル建－ブラジルリアルクラス</b>		
受益証券販売	263,060	1,711,322
受益証券買戻	(8,518,250)	(57,615,789)
<b>純減少</b>	<b>(8,255,190)</b>	<b>(55,904,467)</b>
<b>米ドル建－米ドルクラス</b>		
受益証券販売	175,040	1,827,648
受益証券買戻	(1,736,520)	(18,051,799)
<b>純減少</b>	<b>(1,561,480)</b>	<b>(16,224,151)</b>
<b>受益証券取引合計額</b>		<b>(81,726,625)</b>

管理会社／投資運用会社は、みずほ証券株式会社（（訳注））を日本における販売会社（当該任務において、以下「販売会社」という。）として任命した。2014年9月30日現在、1投資家がファンドの純資産の100%を単独で保有していた。販売会社、販売管理代行会社および／またはファンドの重大な保有割合を有する投資家による取引は、他の投資家に影響を与えることがある。

（訳注） ファンドの財務書類の原文には「みずほ証券株式会社（Mizuho Securities Co., Ltd.）」と記載されておりますが、円建－円ヘッジクラスについては、正しくは「東海東京証券株式会社（Tokai Tokyo Securities Co., Ltd.）」です。

#### 4. 報酬および費用

##### 受託会社報酬

受託会社は、ファンドの受益証券の発行入金から支払われる年間10,000米ドルの報酬を受領する権利を有する。受託会社はまた、ファンドのために受託会社が支払った臨時の受託会社のサービスに対する報酬および直接の立替費用をファンドの資産から受領する権利を有する。

2014年9月30日に終了した年度において、ファンドでは10,000米ドルの受託会社報酬が発生し、2014年9月30日現在において、その全額が未払いであり、資産負債計算書の未払費用およびその他の負債に計上されている。



### **管理会社／投資運用会社報酬**

管理会社／投資運用会社は、ファンドの管理会社として提供するサービス（以下「管理会社報酬」という。）に関して、各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.01%に相当する報酬を、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有する。

管理会社／投資運用会社は、ファンドの投資運用会社として提供するサービス（以下「投資運用報酬」という。）に関して、各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.19%に相当する報酬を、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有する。

管理会社／投資運用会社はまた、ファンドのために管理会社／投資運用会社が支払った立替費用および支出をファンドの資産から支払いを受ける権利を有する。

2014年9月30日に終了した年度において、ファンドでは392,566米ドルの投資運用報酬および20,661米ドルの管理会社報酬が発生し、2014年9月30日現在において、うちそれぞれ25,832米ドルおよび1,360米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払投資運用報酬および未払管理会社報酬に計上されている。さらに、ファンドでは投資対象ファンドへの投資を通じて、1,554,304米ドルの投資運用報酬が発生した。

### **管理事務代行会社および名義書換事務代行会社報酬**

受託会社は、ファンドの管理事務代行会社および名義書換事務代行会社（以下「管理事務代行会社および名義書換事務代行会社」という。）として活動するためにブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーと管理事務代行契約を締結した。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、ファンドに関して提供するファンドの会計・管理事務サービスについて、関連する月末から30暦日以内に毎月米ドルにより後払いされる報酬をファンドの資産から支払いを受ける権利を有する。ファンドの会計・管理事務サービスに関する報酬は15,000米ドルおよびその他取引手数料である。名義書換事務代行サービスに関する報酬は年間10,000米ドルに追加して受益証券のクラスごとに1,000米ドルおよびその他取引手数料が課される。2014年9月30日に終了した年度において、ファンドでは、27,490米ドルの管理事務代行報酬および40,391米ドルの名義書換事務代行報酬が発生し、2014年9月30日現在において、うちそれぞれ13,742米ドルおよび18,714米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払費用およびその他の負債に計上されている。さらに、ファンドでは投資対象ファンドへの投資を通じて、124,723米ドルの管理事務代行報酬および29,379米ドルの名義書換事務代行報酬がそれぞれ発生した。

### **代行協会員報酬**

管理会社／投資運用会社は、アライアンス・バーンスタイン（ルクセンブルグ）エス・エーの東京支店を日本における代行協会員として任命した。代行協会員は、ファンドの代行協会員として提供するサービス（以下「代行協会員報酬」という。）に関して、各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.05%に相当する報酬を、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有する。

2014年9月30日に終了した年度において、ファンドでは103,307米ドルの代行協会員報酬が発生し、2014年9月30日現在において、うち6,798米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払代行協会員報酬に計上されている。

### **販売会社報酬**

販売会社は、ファンドの販売会社として提供するサービス（以下「販売報酬」という。）に関し

て、各月の各ファンド営業日における豪ドル建－豪ドルクラス、豪ドル建－ブラジルリアルクラス、米ドル建－ブラジルリアルクラスおよび米ドル建－米ドルクラスの平均純資産価額の年率0.55%、ならびに円建－円ヘッジクラスの平均純資産価額の年率0.30%に相当する報酬を、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有する。その他の販売会社が将来的に任命される可能性がある。

2014年9月30日に終了した年度において、ファンドでは1,011,419米ドルの販売報酬が発生し、2014年9月30日現在において、うち229,936米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払販売報酬に計上されている。

#### **販売管理代行報酬**

販売管理代行会社は、ファンドの販売管理代行会社として提供するサービス（以下「販売管理代行報酬」という。）に関して、各月の各ファンド営業日における円建－円ヘッジクラスの平均純資産価額の年率0.95%に相当する報酬を、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有する。

2014年9月30日に終了した年度において、ファンドでは474,832米ドルの販売管理代行報酬が発生し、2014年9月30日現在において、うち36,208米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払販売管理代行報酬に計上されている。

### **5. デリバティブ金融商品**

ファンドは、収益の稼得およびリターンの向上のため、当該ポートフォリオおよび受益証券クラスのリスク・プロファイルをヘッジまたは調整するため、より伝統的な直接投資に代用するため、または他のアクセス不能な市場に対するエクスポージャーを得るために、デリバティブを活用する。

ファンドは、オフバランスシート・リスクを表す可能性があるデリバティブ契約を締結している。オフバランスシート・リスクは、特定の投資に係る最大の潜在的損失が、資産負債計算書に反映されたかかるとの評価より大きい場合に存在する。

一部のデリバティブ契約は、取引相手方に対して負うあらゆる純債務に対する遅延損害金の支払い原因になりうる事象である、ファンドの純資産が規定水準まで下落すること、または、ファンドが当該契約におけるその他信用リスクに関する制限条項の充足に違反することに対して、店頭取引デリバティブの取引相手方に担保の要求や期限前にデリバティブ契約を終了することを認めている。

ファンドが活用する主要なデリバティブ取引の種類およびデリバティブ取引の利用方法は以下のとおりである。

#### **先渡外国為替契約**

2014年9月30日に終了した年度において、ファンドは、米ドルに対する各受益証券クラスの指定通貨のエクスポージャーをヘッジするために、以下のとおり先渡外国為替契約を締結した。

- ・豪ドル建－豪ドルクラス：豪ドル建－豪ドルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損益は除く。）の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当する豪ドルの金額で、米ドルに対する豪ドルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・豪ドル建－ブラジルリアルクラス：豪ドル建－ブラジルリアルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損益は除く。）の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当するブラジルリアルの金額で、米ドルに対するブラジルリアルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・円建－円ヘッジクラス：円建－円ヘッジクラスに帰属する純資産価額の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当する日本円の金額で、米ドルに対する日本円の

先渡外国為替契約の買いを行う。

- ・米ドル建—ブラジルリアルクラス：米ドル建—ブラジルリアルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損益は除く。）の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当するブラジルリアルで、米ドルに対するブラジルリアルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・米ドル建—米ドルクラス：先渡外国為替契約は行わない。

先渡外国為替契約は、外貨を将来の日付に合意価格で売買する義務である。

未決済の先渡外国為替契約の評価額の変動は、資産負債計算書の先渡外国為替契約に係る未実現評価損益ならびに損益計算書の外貨建資産および負債に係る未実現評価損の純変動として計上される。当初契約と契約終了時の差額から生じる損益は、損益計算書の為替取引に係る実現純損益に含まれる。

リスクは、取引相手方が契約条件を満たすことができない可能性や、米ドルに対する外貨の評価額の予想しない動きから生じることがある。額面または契約金額は、米ドル建で特定の通貨契約においてファンドが有するエクスポージャーの合計を反映している。

2014年9月30日現在、ファンドの未決済の先渡外国為替契約は以下のとおりである。

#### 先渡外国為替契約

	純資産比率 (%)	未実現評価益／（損） (米ドル)
複数の評価益契約	0.04	59,668
複数の評価損契約	(1.94)	(3,098,255)
<b>先渡外国為替契約合計</b>	<b>(1.90)</b>	<b>(3,038,587)</b>

ファンドは通常、特に、取引相手に対する信用リスクを軽減する目的で、店頭デリバティブ契約の取引相手と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター・アグリーメント（以下「ISDAマスター・アグリーメント」という。）または類似のマスター・アグリーメント（以下、総称して「マスター・アグリーメント」という。）を締結している。ISDAマスター・アグリーメントには、一般的な債務、表明、担保ならびに債務不履行または終了事由に関する規定が含まれている。ISDAマスター・アグリーメントに基づき、ファンドは通常、債務不履行または終了事由が生じた場合に、取引相手との間で特定のデリバティブ金融商品の債務および／または債権を、保有する担保および／または差し入れた担保と相殺して、純額で一括清算（クローズアウト・ネットィング）することができる。

様々なマスター・アグリーメントが取引相手との特定の取引条項を規定しており、これには、取引所で取引されるデリバティブ取引、レポおよびリバース・レポ取引および特定の有価証券貸付取引などの取引が含まれる。これらのマスター・アグリーメントは、一般的に、信用保護のメカニズムを特定し、標準化を提供して法律上の確実性を高めることで、かかる取引に伴うカウンターパーティー・リスクを軽減することを目的としている。マスター・アグリーメントに基づくクロス・ターミネーション条項は、一般的に、ファンドと取引相手との間のある取引に関連する債務不履行があった場合に、不履行を起こしていない当事者に、不履行当事者と締結している他のすべての取引を終了して不履行当事者に対する債務／債権を純額で一括清算する権利を与えることを規定するものである。マスター・アグリーメントの取引相手による債務不履行が生じた場合、ファンドの純負債を上回る市場価値を有する不履行当事者が保有する担保の回収が遅れる、もしくは拒否される可能性がある。

ファンドのマスター・アグリーメントには、ファンドの純資産が一定の水準以下に下落した場合（純資産に係る偶発特性）にデリバティブ取引を早期終了する規定が含まれていることがある。これらの水準を割り込んだ場合、ファンドの取引相手は、かかる取引を終了し、ファンドに対して、その終了した取引に関連する清算額の支払いまたは受領を要求する権利を有する。

2014年9月30日現在、デリバティブの種類別に分類したファンドのデリバティブ残高は以下のとおりである。

デリバティブの種類	デリバティブ資産		デリバティブ負債	
	資産負債計算書上の勘定科目	公正価値 (米ドル)	資産負債計算書上の勘定科目	公正価値 (米ドル)
外国為替契約	先渡外国為替契約に係る未実現評価益	59,668	先渡外国為替契約に係る未実現評価損	3,098,255
合計		59,668		3,098,255

2014年9月30日に終了した年度における損益計算書上のデリバティブ商品の影響は以下のとおりである。

デリバティブの種類	デリバティブに係る利益 (損失)の勘定科目	デリバティブに係る 実現利益(損失) (米ドル)	未実現評価益(損) における変動 (米ドル)
外国為替契約	為替取引に係る 実現純利益(損失)； 外貨建資産および負債の 未実現評価損益の純変動	(2,900,926)	(3,551,492)
合計		(2,900,926)	(3,551,492)

さらに、2014年9月30日に終了した年度において、ファンドは豪ドル建－豪ドルクラス、豪ドル建－ブラジルリアルクラスおよび円建－円ヘッジクラスの通貨エクスポージャーを管理する目的で対米ドルの先渡外国為替契約を締結した。元本金額は、豪ドル建－豪ドルクラス、豪ドル建－ブラジルリアルクラスおよび円建－円ヘッジクラスに帰属する純資産価額に近似しており、当該契約による成果は、豪ドル建－豪ドルクラス、豪ドル建－ブラジルリアルクラスおよび円建－円ヘッジクラスにそれぞれ配分されている。

財務報告目的上、ファンドは、ネットティング契約の対象であるデリバティブ資産とデリバティブ負債を資産負債計算書上で相殺していない。

期末日現在に保有するすべてのデリバティブは、ネットティング契約の対象であった。以下の表は、マスター・アグリーメント（以下「MA」という。）に基づいて相殺可能な金額を控除し、さらにファンドが受領した／差し入れた関連する担保を控除した、2014年9月30日現在のファンドの取引相手別のデリバティブ資産および負債を表示している。

取引相手	MAの対象である デリバティブ資産 (米ドル)	相殺可能な デリバティブ (米ドル)	純額 (米ドル)	受領した担保 (米ドル)	デリバティブ 資産純額 (米ドル)
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー	59,668	(59,668)	0	0	0
合計	59,668	(59,668)	0	0	0

取引相手	MAの対象であるデリバティブ負債 (米ドル)	相殺可能なデリバティブ (米ドル)	純額 (米ドル)	差し入れた担保 (米ドル)	デリバティブ負債純額 (米ドル)
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー	1,452,049	(59,668)	1,392,381	0	1,392,381
シティバンク、エヌ・エイ	1,646,206	0	1,646,206	0	1,646,206
合計	3,098,255	(59,668)	3,038,587	0	3,038,587

## 6. 公正価値の測定

会計基準成文化（以下「ASC」という。）第820号に準拠して、公正価値は、ファンドが測定日における市場参加者間での秩序ある取引における資産の売却に伴って受け取る価格または負債を移転するために支払う価格と定義されている。またASC第820号は、資産または負債の評価に対するインプットの透明性に基づき、公正価値の測定および公正価値の測定に関する3つのレベルの階層に関する枠組みを確立している。インプットは観察可能または観察不能である場合があり、概して、市場参加者が資産または負債の価格設定に利用するであろう仮定を指す。

観察可能なインプットは、市場参加者がファンドから独立した情報源から入手した市場データに基づいて資産または負債の価格設定に利用する仮定を反映する。観察不能なインプットは、市場参加者が状況に照らして入手できる最善の情報に基づいて、算定される資産または負債の価格設定に利用する仮定についてファンド独自の仮定を反映する。各投資は、評価全体に対する重要性を勘案したインプットの観察可能性に基づき、レベル分類されている。

3つの階層のインプットは以下に要約されている。

- ・レベル1－同一の投資に対する活発な市場での相場価格。
- ・レベル2－その他の観察可能で重要なインプット（類似の投資に対する相場価格、金利、期限前償還率、信用リスク等を含む）。投資会社の投資については、レベル2に、ファンドが短期間で買戻すことができる投資会社が含まれている。
- ・レベル3－観察不能で重要なインプット（投資の公正価値を決定する際のファンド独自の仮定を含む）。投資会社の投資については、レベル3に、ファンドが短期間で買戻すことができない投資会社が含まれている。

ファンドは投資対象ファンドの公正価値を決定するために実務上の手段として純資産価額を利用する。管理会社／投資運用会社は、公正価値の反映がなされていないと考えられる場合、報告される純資産価額を調整する権利を有する。投資対象ファンドの投資評価の固有の不確実性により、見積りの価値は当該投資対象ファンド向けの市場が存在していたならば利用されたであろう価値とは大きく異なる可能性があり、またその差額は重要であるかもしれない。階層内における投資対象ファンドの分類は、報告された純資産価額や流動性の利用可能性に基づいており、管理会社／投資運用会社が認識するポートフォリオに対するリスクとは必ずしも対応していない。

下表は、2014年9月30日現在におけるファンドの投資評価額を公正価値の階層レベル別に要約したものである。

投資有価証券	(米ドル)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
ABケイマン・マスター・トラスト・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオへの投資	0	163,340,928	0	163,340,928
投資有価証券合計	0	163,340,928	0	163,340,928
<b>その他の金融商品*：</b>				
<b>資産</b>				
先渡外国為替契約	0	59,668	0	59,668
<b>負債</b>				
先渡外国為替契約	0	(3,098,255)	0	(3,098,255)
<b>合計</b>	0	160,302,341	0	160,302,341

\*その他の金融商品は、先物、先渡およびスワップ契約などのデリバティブ商品であり、当該商品に係る未実現評価損益で評価されている。

2014年9月30日に終了した年度において、レベル1、レベル2またはレベル3間における有価証券の振替はなかった。

管理会社／投資運用会社は、ファンドが保有するすべての有価証券の価格決定および評価を監視する責任がある評価委員会（以下「委員会」という。）を設置した。委員会は、管理会社／投資運用会社が策定し、かつ受託会社が承認した価格決定および評価に関する方針および手続（かかる方針および手続を実行するために、日次基準で採択されたメカニズムおよびプロセスに対する価格決定方針も含む）に従い業務を遂行している。特に、価格決定方針には、有価証券およびその他の商品に関する市場相場の決定方法について記載されている。委員会の責任には、以下が含まれる。1）公正価値および流動性の決定（公正価値および流動性の決定に対する責任を委任された第三者の監督も含む）、および2）管理会社／投資運用会社の価格決定、評価に関する方針および手続の定期的なモニタリング、ならびに委員会が適切であると判断する場合にかかる方針および手続に関する修正または強化（またはかかる方針および手続に関する修正の提案）。

委員会はまた、管理会社／投資運用会社の価格決定グループ（以下「価格決定グループ」という。）による価格決定方針の実施と、当該価格決定方針に従って一部の価格決定の機能を果たしている第三者をモニタリングする責任がある。価格決定グループは、かかる第三者を日々監督する責任がある。委員会および価格決定グループは、価格の正確性に対して合理的な保証を提供するために以下のような活動を行っている。1）定期的な業者のデュー・デリジェンス会議、業者のメソドロジー／新開発／プロセスに関するレビュー、2）設定された閾値を超えたすべての有価証券に対して日々行う評価の前日比較、および3）上級管理職および委員会による、値がつかない／ステール／差異に関する報告書（例外事項を含む）の日々のレビュー。

さらに、価格決定プロセス以外にも、評価上の問題を監視するために利用されている以下のようなプロセスがある。1）パフォーマンスおよびパフォーマンス帰属報告書は、ベンチマークのパフォーマンスに基づき異常な影響がないか監視されている、および2）ポートフォリオ・マネージャーは（管理会社／投資運用会社の価格を用いて算出された）すべてのポートフォリオのパフォーマンスお

よび分析のレビューを行う。

ファンドの投資対象ファンドへの投資は純資産の5%を超えており、ファンドは日次基準で投資対象ファンドから買戻すことができる。2014年9月30日現在、投資対象ファンドは買戻しについての制限はない。さらに、ファンドは投資対象ファンドへの投資を通じて、ファンドの純資産の5%を超えたいかなる有価証券も保有していなかった。投資対象ファンドの投資目的は、主に米ドル建ての新興国市場において発行される債券に投資することにより、値上がり益およびインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求することにある。

## 7. 財務ハイライト

財務ハイライトは、2014年9月30日に終了した年度のファンドの財務パフォーマンスを表している。

1口当たりの運用パフォーマンスおよび比率は、それぞれ2014年9月30日に終了した年度における平均受益証券総数および平均純資産に基づき計算される。

受益者のパフォーマンスは、受益証券取引のタイミングや各受益証券クラスの指定通貨に対する固有の通貨管理に基づき変化する可能性がある。トータル・リターンは、期中における受益証券1口当たり純資産価格（分配金の再投資を含む）の変動に基づき計算される。投資リターン合計は、表示通貨の純資産価額に基づいている。

平均純資産に対する運用費用の比率には、投資対象ファンドのいかなる費用も含まれていない。

	豪ドル建－豪ドルクラス	
	2014年9月30日に終了した年度	
期首純資産価額（米ドル）		9.22
<b>投資運用による収益</b>		
投資純利益		0.37
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失		(0.09)
運用による純資産価額の純増加		0.28
<b>控除：分配金</b>		
受益者への分配金		(0.83)
期末純資産価額（米ドル）		8.67
<b>トータル・リターン</b>		
表示通貨の純資産価額に基づく投資リターン合計	9.66%	*
<b>割合／補足データ</b>		
期末純資産（千米ドル）		10,140
平均純資産に占める割合：		
費用	0.92%	
投資純利益	4.02%	

\* 報告通貨に基づくトータル・リターンは2.93%である。

豪ドル建－  
ブラジルリアルクラス

2014年9月30日に終了した年度

期首純資産価額（米ドル）	6.73
<b>投資運用による収益</b>	
投資純利益	0.27
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純利益	0.13
運用による純資産価額の純増加	0.40
<b>控除：分配金</b>	
受益者への分配金	(0.66)
期末純資産価額（米ドル）	6.47
<b>トータル・リターン</b>	
表示通貨の純資産価額に基づく投資リターン合計	13.02% *
<b>割合／補足データ</b>	
期末純資産（千米ドル）	8,898
平均純資産に占める割合：	
費用	0.92%
投資純利益	4.02%

\* 報告通貨に基づくトータル・リターンは6.03%である。

円建－  
円ヘッジクラス

2014年9月30日に終了した年度

期首純資産価額（米ドル）	91.42
<b>投資運用による収益</b>	
投資純利益	3.01
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(7.33)
運用による純資産価額の純減少	(4.32)
<b>控除：分配金</b>	
受益者への分配金	(2.94)
期末純資産価額（米ドル）	84.16
<b>トータル・リターン</b>	
基準通貨の純資産価額に基づく投資リターン合計	6.12% *
<b>割合／補足データ</b>	
期末純資産（千米ドル）	46,041
平均純資産に占める割合：	
費用	1.63%
投資純利益	3.35%

\* 報告通貨に基づくトータル・リターンは(4.88)%である。



米ドル建一  
ブラジルリアルクラス

2014年9月30日に終了した年度

期首純資産価額（米ドル）	6.78
<b>投資運用による収益</b>	
投資純利益	0.27
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純利益	0.13
運用による純資産価額の純増加	0.40
<b>控除：分配金</b>	
受益者への分配金	(0.72)
期末純資産価額（米ドル）	6.46
<b>トータル・リターン</b>	
純資産価額に基づく投資リターン合計	5.92%
<b>割合／補足データ</b>	
期末純資産（千米ドル）	74,016
平均純資産に占める割合：	
費用	0.92%
投資純利益	4.00%

米ドル建一  
米ドルクラス

2014年9月30日に終了した年度

期首純資産価額（米ドル）	10.17
<b>投資運用による収益</b>	
投資純利益	0.42
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純利益	0.31
運用による純資産価額の純増加	0.73
<b>控除：分配金</b>	
受益者への分配金	(0.48)
期末純資産価額（米ドル）	10.42
<b>トータル・リターン</b>	
純資産価額に基づく投資リターン合計	7.30%
<b>割合／補足データ</b>	
期末純資産（千米ドル）	20,786
平均純資産に占める割合：	
費用	0.92%
投資純利益	4.03%

## 8. ファンドの投資上のリスク

### 為替リスク

投資対象ファンドの裏付けとなる投資は、ファンドの表示通貨とは異なる1つの、または複数の通貨建てとなっていることがある。このことは、裏付けとなる投資の為替変動が、ファンドの受益証券の純資産価額に対し多大な影響を及ぼすことがあることを意味する。投資対象ファンドにおいて特定の通貨建てにより投資がなされることにより、当該通貨の価値が1つの、または複数の他の通貨に関連して変動するリスクを負う。通貨価値に影響を及ぼし得る要因には、貿易収支、短期金利水準、異なる通貨建ての類似する資産の相対的価値の相違、長期的な投資および投資元本の値上がりの機会ならびに政治的動向が含まれる。投資対象ファンドは、米ドル以外の通貨建て資産の比率については制限されない。

### カントリー・リスク－新興国市場

投資対象ファンドは、新興国市場の発行体が発行する証券に投資する。その結果、ポートフォリオは、先進国市場を所在地とする発行体の持分証券のみに投資するポートフォリオより、値動きが大きく、著しく流動性が低くなる可能性がある。新興国市場の発行体が発行する証券に対する投資には、先進国市場の発行体が発行する証券に投資することに通常伴うリスクに加え、以下の重大なリスクを伴う。

- (i) 取引高が少なくまたは取引が生じないことにより、先進国資本市場において同等の発行体が発行する証券に比べて、流動性が失われ、また値動きが大きくなること。
- (ii) 国家政策の不確実性および社会・政治・経済情勢の不安定により、資産収容、没収的課税、高インフレ率または外交関係の悪化等の事態が生じる可能性が増大すること。
- (iii) 為替レートが変動しうること、投資対象に適用される法制度が異なること、および為替管理、保管上の制約その他の法律・規制が存在しまたは今後課せられる可能性があること。
- (iv) 国益に影響を及ぼすものとみなされる発行体または産業に対して課せられる投資上の制限等、投資対象ファンドの投資機会の制約につながる国家政策が実行されうること。
- (v) 民間・外国投資、および私有財産に係る法整備が欠如しているか、または未整備であること。

新興国市場の発行体への投資に関するその他のリスクには、証券の発行体に関して提供されている公開情報が少ないこと、決済実務が発展した市場におけるものとは異なるため、遅延が生じる可能性があること、または資産の損失・盗難から投資対象ファンドを完全には保護することができない可能性があること、会社または産業が国有化される可能性があること、収容または没収に係る課税の可能性があること、および外国税が賦課されることが含まれる。また新興国市場の証券への投資は、概して、為替換算費用、一部の新興国市場における高額な仲介手数料および外国保管者における証券の保管費用によって費用が増大することがある。新興国市場の発行体は、発展した市場の企業が依拠すべきものに相当する会計、監査および財務上の報告基準および要件に依拠しないことがある。新興国市場を有する国によっては、かかる報告基準が大幅に異なることがある。その結果として、一部の新興国市場において、従来より発展した市場で用いられる株価収益率等の投資上の測定値は、適用しないことがある。

### 金利リスク

ファンドの受益証券の価値は、その投資対象の価値とともに変動する。ファンドの確定利付証券に対する投資価値は、一般的な金利水準の変動に応じて変動する。金利低下時は確定利付証券の価

値は一般的に上昇するが、金利の低下が景気後退の前兆とみなされる場合には、ファンドの保有する証券の価値は金利の低下とともに下落することがある。逆に、金利上昇時は確定利付証券の価値は一般的に下落する。満期およびデュレーションが長い確定利付証券は、満期およびデュレーションが短い証券に比べて金利の変動の影響を大きく受ける。

### デリバティブ・リスク

ファンドはデリバティブを活用することができる。デリバティブは、その価値が裏付けとなる資産、基準金利または指数の値により決まる、またはそこから生じる金融契約である。管理会社／投資運用会社は、場合によっては、他のリスクを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用することがある。ただし、概して、ファンドまたは投資対象ファンドは、収益を得ること、通貨エクスポージャーをヘッジすること、利回りを向上させることおよびポートフォリオの分散を図ることを目的として、直接投資としてデリバティブを活用することがある。取引相手方の信用リスク等のその他のリスクに加え、デリバティブは、価格設定や評価が困難であるリスクおよびデリバティブの価値の変動が関連する裏付けとなる資産、レートまたは指数と完全に連動しない可能性があるリスクを伴う。

### クラス間債務に係るリスク

ファンドは、特定の受益証券クラスについて、ファンドの基準通貨に対して関連する表示通貨へのエクスポージャーを軽減するために、先渡為替予約等の通貨デリバティブ契約を締結することができる。ファンドは、通常、先渡為替予約が締結される特定の受益証券クラスに償還を限定することに同意した相手方当事者との間でのみ先渡為替予約を締結するが、ファンド内の様々な受益証券クラス間において負債が法的には分離されないことから、特定の受益証券クラスについての特定の指定通貨に関する通貨デリバティブ取引は、一定の状況下において、ファンドのその他の受益証券クラスの純資産価額に影響を及ぼし得る債務を発生させるというリスクが存在する。かかる場合には、ファンドのその他の受益証券クラスの資産は、当該受益証券クラスが被る債務を補填するために利用されることがある。

### 市場リスク

市場リスクは、金利および為替レートの動きだけでなく投資ポジションの価格の変動などの市場の変化により、投資ポジションの価値が変化する可能性である。市場リスクは、裏付けとなる金融商品が取引される市場の変動性および流動性により直接影響を受ける。投資対象ファンドは、エクスポージャーの分散、持ち高における制限の設定、関連する証券またはデリバティブ金融商品のヘッジなどを通じて、様々な方法で市場リスクを管理することに努める。市場リスクの管理能力は、投資ポジションおよびかかる投資ポジションをヘッジするために利用された商品との間の流動性、関連価格、変動性および相関関係の変化により制約される可能性がある。

### 信用リスク

信用リスクは、取引相手方が契約義務を履行できなくなる、または担保価値が適切でなくなるリスクである。ファンドおよび投資対象ファンドは、取引相手方の信用エクスポージャーや信用価値をモニタリングすることにより、信用リスクを最小限に抑えるように努める。

## オフバランスシート・リスク

ファンドおよび投資対象ファンドは、オフバランスシート・リスクを示す可能性のある投資取引の契約を締結することができる。オフバランスシート・リスクは、特定の投資に係る最大の潜在的損失が、資産負債計算書に反映された当該投資の価値より大きい場合に存在する。オフバランスシート・リスクは、一般的にデリバティブ金融商品の活用から発生する。

## 9. 後発事象

マネジメントは、財務書類の発行準備が整った日である2014年12月19日までのファンドの財務書類における後発事象の存在の可能性を評価した。

2014年10月1日から2014年12月19日までの間、ファンドは受益証券発行に関して679,105米ドルを受領し、受益証券買戻に関して11,388,240米ドルを支払い、総額2,967,043米ドルの分配金を支払った。

### (3) 投資有価証券明細表等

ファンドは、資産の大部分を投資対象ファンドに投資しています。「資産負債計算書」をご参照ください。